

Title	書評： 昔農英明著 『「移民国家ドイツ」の難民庇護政策』慶應義塾大学出版会、2014年
Sub Title	
Author	久保山, 亮(Kuboyama, Ryo)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2015
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.20 (2015. 7) ,p.159- 162
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評 目次のタイトル：「書評：昔農英明著 『「移民国家ドイツ」の難民庇護政策』」
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20150704-0159

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評：昔農英明著

『「移民国家ドイツ」の難民庇護政策』慶應義塾大学出版会、2014年

久保山 亮

本書は、脱国家化・超国家化・再国家化というフレームをあてはめながら、ドイツの難民庇護政策の展開、市民社会の側からの難民庇護の運動である「教会アジール」、さらには、この10年間にわたるドイツの統合政策、入国管理政策の論議や展開を緻密かつ俯瞰的に論じている。難民を基軸に据え、ヨーロッパレベルでの動きにも目配りの行き届いた、ドイツの移民政策の極めて貴重なガイドブックとなっている。

著者が議論のモチーフとしているのは、ドイツが2004年の移民法を契機に、「非移民国家」から「移民国家」へと転換したとする過程である。「移民国家」は、ドイツのある議会政治家の「ドイツは古典的な移民国家」ではないという言葉が示唆するように(DT-PIPr 15/31 S.20531B)、通常は、永住を前提とした移民を主に受け入れてきた、アメリカ、カナダ、オーストラリアのようなアングロサクソン系の移民国家を指す。しかしここでは、ドイツの移民研究の碩学、バーデらの「長期的に定住する移民が客観的に存在」しているが、「正規の移民法制と移民政策が欠如している」「非公式の移民国家」と「公式の移民国家」という区別を援用しながら(147頁)、そうした定住移民が居住し、それに基づいて「移民の受け入れと統合を目的とする移民政策が策定されている国家」を「移民国家」と定義し、「一民族一国家の国民国家の原則にのっとり、民族的に同質的な国家」「限定された数の外国人」しか存在しない国家を「非移民国家」と定義している(15頁)。そしてバーデらの論に従い、2004年の移民法を頂点とする政策転換によって、ドイツは「移民国家」へと転換したとする。

このある意味でドイツ特有ともいえるべき「移民国」定義に基づく前提は、1990年国籍法で、ドイツで出生した外国人の子どもへの国籍付与での出生地主義原則の導入(この時点では、一定の成年年齢でドイツ国籍か親から受け継いだ国籍かを選ぶことが義務づけられていたが、2014年の法改正後はこの選択義務は条件付きで撤廃された)、2004年移民法での統合講習の開設と滞在権制度の改革により、定住外国人に永住の道が広く開かれるようになったことに伴うドイツの移民法制の転換をよく捉えてはいる。ただ、「民族的に同質的な国家」「限定された数の外国人」しか居住しない国家を「非移民国家」として捉えていること、2004年移民法以降のドイツで、永住を前提とした移民の受け入れが小規模にとどまっていることを考えると、疑問も残る。バーデらは遅くとも1980年代には社会的・文化的にドイツは「移民国家」だったとしているが、19世紀末以降のドイツはすでに、多くの定住外国人を抱え、国内にポーランド系などのマイノリティ集団を抱える多民族国家だった。現在でもドイツへの移民は、EU加盟国からの自由移動による移民、家族統合やまさに難民という人道的な理由による移民が大半を占め、例えば、2013年には、およそ14万人の移民を迎え入れたが、高度人材を含む就労目的の移民

久保山亮「書評：昔農英明著『「移民国家ドイツ」の難民庇護政策』

『三田社会学』第20号(2015年7月)159-162頁

はわずか 2 万 5000 人にとどまっており、「移民の受け入れと統合」のための法制度が発展してきた事実は無視できないにしても、現在のドイツが果たして「移民国家」と定義しきれるのかには疑問の余地が残る。

本書は、大きく分けて、この「非移民国家」から「移民国家」への転換における、統合政策のありかたの変容やそこで排除されざるをない立場に置かれる難民に焦点をあてた議論と、著者のフィールドワークと議会議事録を含む丹念な資料分析に基づく、難民庇護政策の歴史、国家と市民社会、教会や運動内部の関係をまじえた教会アジール運動の巧緻な分析の二つからなる。

前者の議論で注目したいのは、著者が、「移民がドイツ社会に居住することを望むのであれば、ドイツ語を習得し、普遍的な価値規範を身につけ、就労をして、社会福祉に依存することなく自活すること」(165 頁)を求める「自己統治能力」、自己責任、さらには自由、民主主義、男女平等が、統合政策の基準に据えられるようになったという鋭い指摘である。それが、自己統治能力に富む「グローバル・エリート」とは対照的に、ステレオタイプで捉えられやすいムスリム移民へのスティグマ化(自由、民主主義、男女平等の原則に相容れないとする)、労働市場、職訓訓練から排除され、公的な給付に依存することをよぎなくされ、労働市場へのアクセスが認められても非正規就労のケースが多く、統合の対象からも外されてきた難民の排除をもたらしているとする。

ドイツ政府は、2006 年以降、これまで労働市場から排除し、むしろ自己統治の機会を奪ってきた難民、具体的には(国外退去の猶予という法的地位である)滞在許容を受けた難民に、自己統治能力を基準にした滞在権付与の制度を実施することで(いわゆる「残留規定」)、彼らに自己統治能力を求めるようになっていく。しかし著者が言うように、難民は国外退去の不安から解放され、安定した滞在権を交付され、就労や職業教育に参加する権利を得ることで、初めてドイツ社会に統合されるという展望をもつことができるにもかかわらず、滞在権交付に、いきなり社会保険が適用される正規就労による生計維持を要求することで、大多数の難民は、依然として滞在資格を得られず、国外退去への不安という桎梏にとらわれ続けるという悪循環が続くことになる(192 頁)。

「教会アジール」の分析は、これまで日本でも外国でも先行研究は少なく、極めて貴重であるが、のみならず、フィールドワークを生かして、内部の論争や保護される立場の難民から見た視点にまで踏み込んだ、興味深い議論となっている。教会アジールとは、庇護される理由が十分あるにもかかわらず、国家による難民庇護申請を却下され、退去強制された場合に、出身国で生命・身体に危険が及ぶ可能性がある難民を、教会がゲマインデ(教会のキリスト教信徒総体の共同体)として保護し、難民の庇護認定審査のやりなおし、送還停止、滞在許可交付を求めて、行政当局と交渉する、1980 年代にベルリンのプロテスタント教会で始まり、ドイツ全土の教会・修道院に広がった運動である。国家による上からの難民庇護の制度に対し、市民社会による下からの難民庇護の動きといえる。著者は、ここで、国家対市民社会、国家対教会と

いう二項対立の図式を避けるため、インタビューや文書を丁寧に分析し、教会内部や運動内部にも多様な議論や対立があったことを明らかにしている。

教会アジールは、国家の難民庇護制度が、審査時間の短縮や、審査官の偏見や先入見、審査過程の不透明性、政府の「偽装難民」「庇護権の濫用」取締りの名の下に進む難民の国家横断的な監視対象化・抽象化と彼らの迫害、差別、環境破壊などに因る被害への視点の後退などによって、正当に機能していない状況で、市民社会の側からのオルタナティブな難民庇護のスキームとして、「制度化された保護制度を補完する非制度的保護回路」（123 頁）という役割を担うようになっている。

この教会アジールの補完的役割の重要性、著者の言う教会アジールが国家の難民庇護制度で疲弊してきた人権概念の実体化を果たしてきたという意義を認識しつつも、筆者としては、ここに、教会アジールのもつディレンマも指摘しておかざるをえない。著者が紹介している国家の側が教会アジールを取り込もうとする動き（例えば、2001年にシリー内相は、教会や人権団体が難民庇護のコスト負担をする代わりに、一定数の難民に滞在許可を付与する権限を与えるという提案を出した）に見られるように、教会アジールの運動が補完的役割を果たせば果たすほど、国家は、自らの庇護制度からこぼれてくる難民たちを教会アジールに委ねる一方、難民庇護政策の厳格化を強め、難民の審査基準を厳しくし、滞在許可を得られない難民の駆け込み寺として教会アジールが機能することになる。結果として、教会アジールが国家の難民庇護政策の補完的役割を果たすことで、教会アジールは、現行の、著者の批判する国家の難民庇護制度を支え、本来最重要課題であるはずの国家の難民庇護制度の改革からは遠のくというディレンマである。

著者の指摘の中でも特に興味深いのは、国家の「専門知」による庇護認定審査に欠如し、教会アジールの担い手たちが有している「ローカルな知」である。これは、教会の独自の国境を超えたネットワークを生かした情報収集と、国家の庇護認定審査が度重なる効率化・厳格化のために欠いている、時間をかけ、難民のもつトラウマや不信感を解きほぐしながら進める、充実した対面的コミュニケーションによる聞きとり調査から得られる情報からもたらされる、国家の庇護認定審査では捉えられなかった難民への迫害や差別の実態の把握である。教会は、世界中に張り巡らされたネットワークと独自の情報網を生かして、国家の公的なルートによる情報とは異なる、国境を越えて世界各国・各地域の教会から伝えられる難民迫害の状況についての情報を入手し、また時間をかけた対面的コミュニケーションや難民との恒常的な接触による情報を加えることで、国家の難民庇護制度が明らかにすることができなかつた難民の窮状や迫害の現実を明らかにし、それを国家（旧連邦難民認定庁、現連邦移民難民庁）につきつけることで、彼らの難民認定や滞在許可付与をかちとってきた。

これにより、教会アジールは、難民の庇護認定を行えるのは国家だけであるという「正統性」に疑問符をつけ、難民庇護の認定において国家は時として誤った判断を下し、むしろ市民社会の側が適切な判断を下せることを示し、難民の庇護についての支配的な言説を相対化する

という、「対抗的公共圏」を創出する役割を果たしてきた。その一つの成果として、著者があげるように、2004 年移民法で各州政府に設置を義務づけた、滞在権を失い、国外退去を通告された難民などの外国人に、その窮状を理由に滞在許可を交付するよう勧告を出すかどうかを審査する窮状ケース委員会の制度がある。しかし、筆者のノルトラインヴェストファーレン州の窮状ケース委員会への調査では、委員会は、もはや窮状を理由にした滞在は認めておらず、著者が強調している、自己統治能力を基準にした選別へと傾いている。この点では、著者も指摘している、「望ましい移民」と「望ましくない移民」の選別という原理が、窮状ケース委員会の審査にも浸透してきているという現状があることも、ここで書き添えておきたい。

著者によれば、現在教会アジールは、ダブリンⅡ規則により（イタリアなど協定に加盟した安全な第三国を通過したために）、イタリアなどへの送還を迫られた難民の保護にあたるケースが増えているという。最近の教会アジール運動側の出している数字では 9 割がこのケースにあたりとされている。筆者の知る範囲では、イタリアなどで十分な保護を受けられずドイツへ来る難民はこの 1~2 年で急増しており、また最近ではシリア、イラクなどからの難民も増加しており、これに反発する市民運動も起こっている。過去 1 年間（2014 年から）、難民施設への襲撃も急増している（*Süddeutsche Zeitung*, 12.02.2015）。またダブリンⅡ規則に代わるより厳しくなったダブリンⅢ規則も発効した。著者には、これらの状況に教会アジールの運動がどう対処しているのか、これらの状況を踏まえて、教会アジールの担い手たちが今後についてどのような展望を描いているのかを明らかにしてほしい。今年の 2 月からは教会アジールそれ自体をめぐる、運動側と連邦政府サイドとの間に激しい論争もあった。5 月に妥協が図られ、運動側が国家の難民庇護制度を問題にすることはしない代わりに、政府が教会アジールの存在を事実上公式に認めるという決断が下された（将来的には教会のゲマインデ側が自主的に判断して送還されれば迫害されると思われる難民を保護できる）。今後の教会アジールを左右する大きな動きも出ている。また、国家による難民庇護制度のありかたについて、もう少し具体的な突っ込んだ提言があると、なお興味深い本になるだろう。さらに、著者も、「外部社会から遮断された」「規律空間」に閉じ込められた「耐え難い」状況（94-95 頁）など、保護される難民の置かれた状況を活写してはいるが、フィールドワークの成果を生かして、もっと難民たちの実情を掘り下げ、保護される側の声、難民と運動の担い手たちとの関係（「耐え難い」空間の中で、トラブルも起きていることはよく報じられている）、ゲマインデの反応など内部の状況を伝えてほしい。

気鋭のドイツの難民・移民研究者による、ヨーロッパの動きも取り込みつつ、ギアーツ、ベック、ライアン、パウマン、ヴィヴィオルカからの議論も積極的に用いながら、ドイツの移民・難民政策、市民社会からの教会アジールの運動を俯瞰的かつ精緻に踏み込んで分析した好著である。ドイツの移民、難民の問題、政策に関心のある方にはもちろんお奨めであるが、目配りも行き届いており、この 10 年間のドイツの政策に関して、わからないことがあったとき、ひもとくことのできるすぐれたガイドブックにもなっている。（くぼやま りょう 専修大学）